

平成30年11月18日

平成30年 第15回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第57号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第58号 選挙人名簿の登録を行う日について

議案第57号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

平成30年11月18日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

- 1 死亡により抹消する者の数
2人
- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
平成30年11月18日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第58号

選挙人名簿の登録を行う日について

平成30年12月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

平成30年11月18日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 吉村 嘉人

登録を行う日

平成30年12月3日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第14条第1項の規定による。

(注) 選挙人名簿の定時登録に際して登録月の1日が地方公共団体の休日である場合に、登録日を直後の休日以外の日に定める場合に提出する。ただし、登録月の1日が選挙期日の公示又は告示日から選挙期日の前日までの間にあるときは、1日が休日の場合であっても、1日に登録を行わなければならない(その際の年齢基準日は選挙期日現在となる。)

